

(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかを付帯した事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです

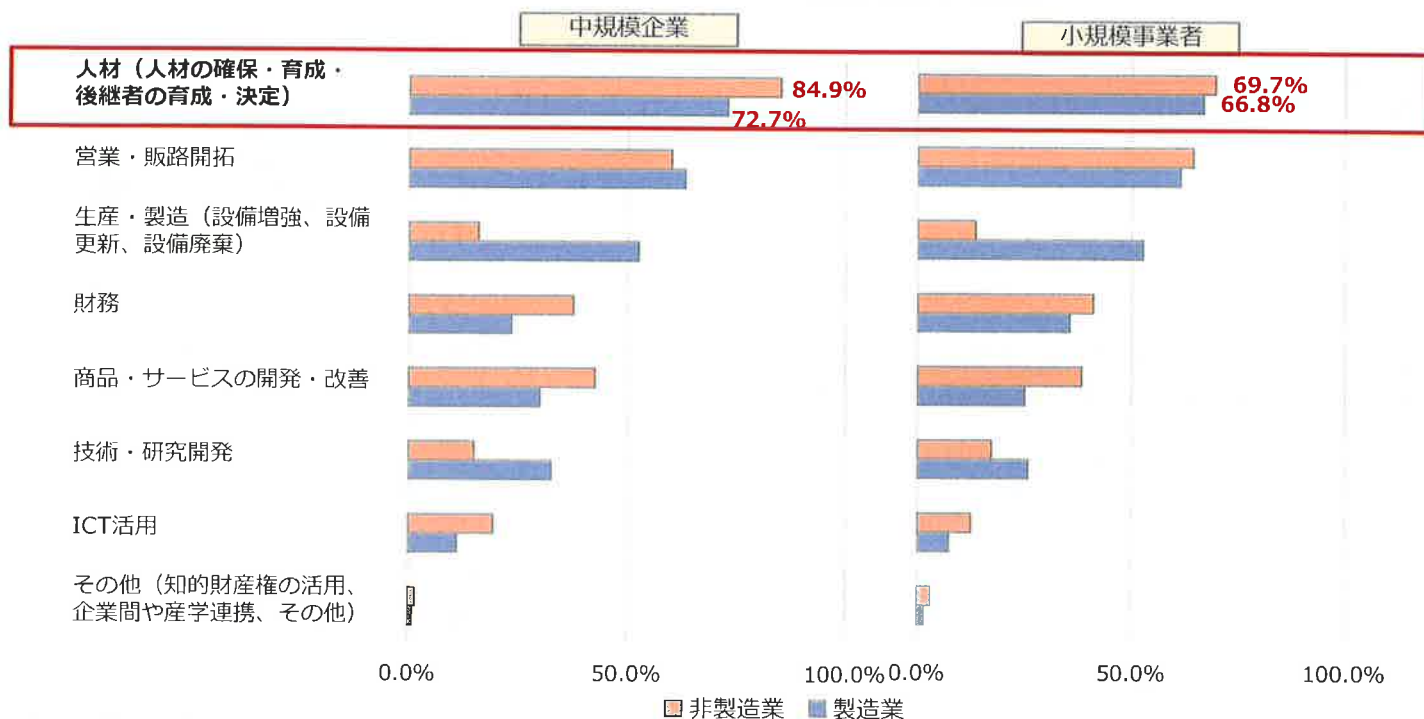
## 長期障害所得補償特約のご案内

### 人材確保にお悩みはありませんか？

近年、少子化にともなう労働力人口の減少や、雇用形態の多様化など産業人材を取り巻く環境の変化により、多くの中小企業が人材の確保や育成を重要な経営課題と認識しています。

貴社においても人材の流出、人材を確保したのちの人材育成が課題となっていないでしょうか？

重要と考える経営課題（企業規模別、業種別）



従業員のみなさんが安心して働き続けることができるよう、**福利厚生を充実させることで、従業員の採用・定着や事業活動の安定にもつながります！**

**長期障害所得補償特約を福利厚生の充実にお役立てください！**

**長期障害所得補償特約**は役員や従業員の方がケガや病気で働けなくなったときの所得を1か月あたり**最高15万円、最長2年間**を限度に補償します！



POINT

**1 売上高方式の一括加入のため、加入者管理や健康状態の告知は不要！**

POINT

**2 新型コロナウイルスなどの感染症によるホテル・自宅での療養となった場合も補償対象！**

POINT

**3 法人が契約者の場合、保険料は全額損金扱い！**

※実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

補償内容の詳細は裏面をご覧ください

## 補償の内容

日本国内または国外において身体障害（ケガおよび疾病）を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害<sup>(注1)</sup>が開始した場合、特約の免責期間を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間<sup>(注2)</sup>を限度に、就業障害期間1か月あたりご契約の保険金額をお支払いします。

(注1) 被保険者が身体障害（ケガおよび疾病）を被り、次のいずれかの事由により身体障害（ケガおよび疾病）を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。

① その身体障害（ケガおよび疾病）の治療のため、入院していること。

② ①以外で、その身体障害（ケガおよび疾病）に対して、医師の治療を受けていること。

(注2) 特約の免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。

### 選択可能な保険金額（就業障害期間1か月あたり）

5万円      10万円      15万円

### 選択可能な免責期間

30日      60日      90日

### 選択可能なてん補期間

1年      2年

## 補償の対象となる方（被保険者）

- ・ 個人事業主
- ・ 貴社の常勤<sup>(注)</sup>の役員
- ・ 貴社の正規従業員
- ・ 貴社の常勤<sup>(注)</sup>の臨時雇従業員



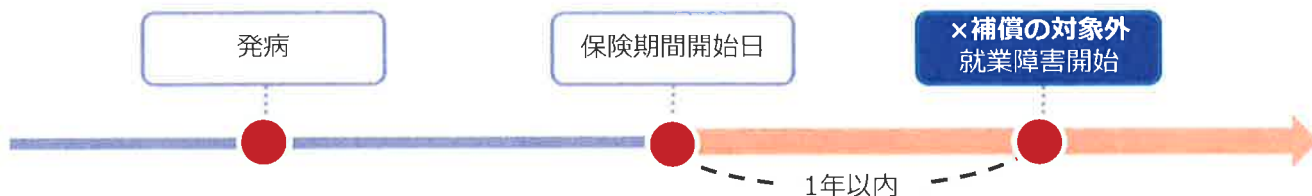
※ただし、保険期間の開始日時点で満15歳以上、満74歳以下である方に限ります。

(注) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

## 始期前発病の注意点

就業障害の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。

※ただし初年度契約の保険期間の開始日またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金を支払います。



## 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ・ 放射線照射または汚染による就業障害
  - ・ 保険金受取人の故意または重大な過失
  - ・ 医学的他覚所見のない就業障害
  - ・ 被保険者の自殺行為による就業障害
  - ・ 無免許運転、酒気帯び運転による就業障害
  - ・ 犯罪または闘争行為による就業障害
  - ・ 知的障害、人格障害、アルコール依存などによる就業障害
  - ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等による就業障害
  - ・ 妊娠出産等による就業障害
  - ・ 戦争、革命、政権奪取、内乱、暴動等による就業障害
  - ・ 他覚的症状のない感染による就業障害
  - ・ 核燃料物質等による就業障害
- など

※業務を原因とする疾病については、基本補償である傷害ユニットと本特約の両方から保険金が支払われる場合があります。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

お問い合わせ先

 **損害保険ジャパン株式会社**

〒310-0836

茨城県水戸市元吉田町 2238-1

株式会社 おおぞら保険

TEL 029-297-7188

FAX 029-297-6676

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先>

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

SJ21-52007 2021.5.13 (21050198) 505046 - 0100



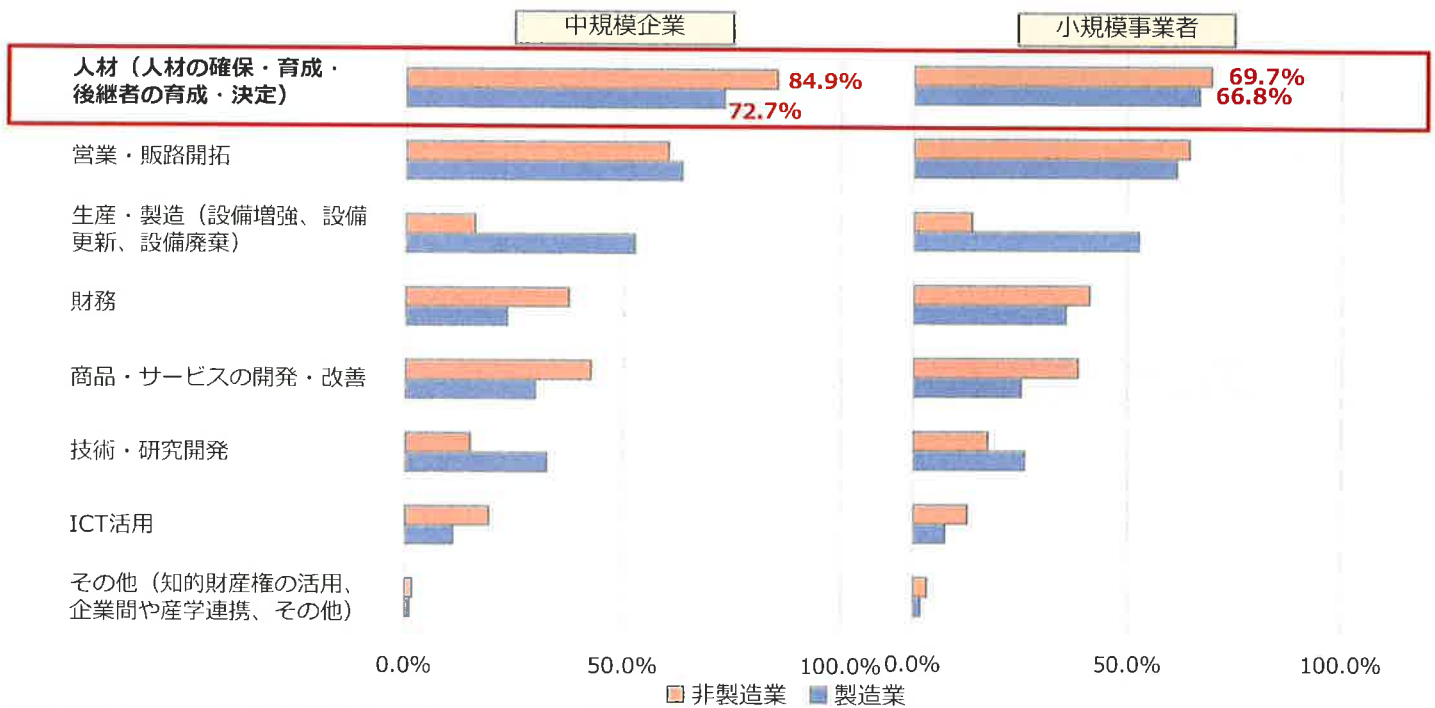
(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかを付帯した事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです

## 疾病入院医療費用補償特約のご案内

### 人材確保にお悩みはありませんか？

近年、少子化にともなう労働力人口の減少や、雇用形態の多様化など産業人材を取り巻く環境の変化により、多くの中小企業が人材の確保や育成を重要な経営課題と認識しています。  
貴社においても人材の流出、人材を確保したのちの人材育成が課題となっていないですか？

重要と考える経営課題（企業規模別、業種別）



資料（株）野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

出典：2020年度版小規模企業白書 | 中小企業庁HP



従業員のみなさんが安心して働き続けることができるよう、**福利厚生を充実させることで、従業員の採用・定着や事業活動の安定にもつながります！**

**疾病入院医療費用補償特約を福利厚生の充実にお役立てください！**

**疾病入院医療費用補償特約**は役員や従業員の方が病気で入院した時の費用を**最高200万円**を限度に補償します！



#### 疾病入院医療費用補償特約のお支払い例

##### 男性従業員が脳梗塞で8日間の入院をしたケース

- 健康保険の自己負担分（高額療養費還付後） 82,300円
- 食事療養費（1食460円×22食） 10,120円
- 諸費用（1,100円×8日） 8,800円
- ベッド等使用料（8,800円×8日） 70,400円

**合計 171,620円**

##### 女性従業員が乳がんで5日間の入院をしたケース

- 健康保険の自己負担分（高額療養費還付後） 84,060円
- 食事療養費（1食460円×8食） 3,680円
- 諸費用（1,100円×5日） 5,500円
- ベッド等使用料（2,200円×5日） 11,000円

**合計 104,240円**

補償内容の詳細は裏面をご覧ください

# 補償の内容

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において保険期間中に入院を開始した場合または先進医療等を受けた場合に、費用を負担したことによって被る損害を補償します。

## 入院にかかる費用（総額）

公的医療保険の対象	公的医療保険の対象外
7割 健康保険からの給付	3割 自己負担 <b>100%自己負担</b> ・入院時の食事代 ・ベッド等使用料 ・先進医療等費用（技術料） ・交通費 など

以下の費用が補償の対象になります。

- ①入院時の健康保険の自己負担分
- ②食事療養費
- ③ベッド等使用料
- ④先進医療、患者申出療養の費用
- ⑤入退院・転院時の交通費
- ⑥諸費用（入院1日につき1,100円）
- ⑦親族付添費（1日につき4,200円）
- ⑧ホームヘルパー等の雇入費用 など

補償の対象

	選択可能な保険金額			
入院1回あたりの保険金額	<input type="checkbox"/> 50万円	<input type="checkbox"/> 100万円	<input type="checkbox"/> 200万円	
先進医療等1回あたりの保険金額	<input type="checkbox"/> 50万円	<input type="checkbox"/> 100万円	<input type="checkbox"/> 200万円	<input type="checkbox"/> 300万円
入院1日あたりのベッド等使用料 保険金日額	<input type="checkbox"/> 10,000円	<input type="checkbox"/> 20,000円	<input type="checkbox"/> 30,000円	<input type="checkbox"/> 40,000円

※ベッド等使用料保険金は入院1回あたりの保険金の内枠でお支払いします。

## 補償の対象となる方（被保険者）

- ・個人事業主
- ・貴社の常勤<sup>(注)</sup>の役員
- ・貴社の正規従業員
- ・貴社の常勤<sup>(注)</sup>の臨時従業員

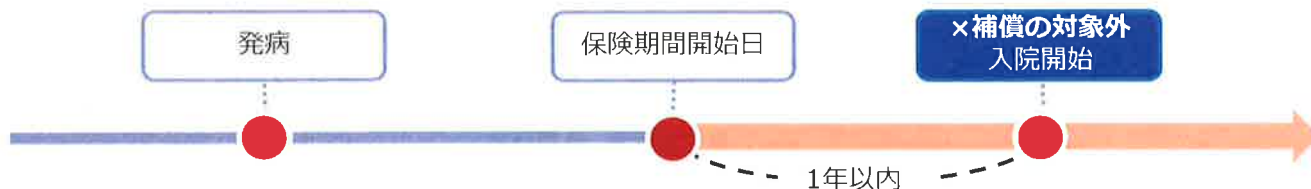


(注) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

## 始期前発病の注意点

保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病の治療を目的とする入院は保険金のお支払対象になりません。

※ただし初年度契約の保険期間の開始日またはご契約の被保険者となったときのうち、いずれか遅いときから起算して1年を経過した後に開始した入院については、保険金を支払います。



## 保険金をお支払いできない主な場合

- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・麻薬等の薬物（治療の為医師が使用した場合を除く）
- ・医学的所見のない、むちうち症、腰痛その他の症状
- ・アルコールおよび薬物依存等（治療の為医師が使用した場合を除く）
- ・妊娠または出産
- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・戦争、革命、内乱、暴動等
- ・核燃料物質、核汚染物、核汚染物の影響・秩序の混乱等
- ・放射線照射または放射能汚染
- など

※本特約の事故発生時のご対応はお客様対応品質の観点から専用の窓口にて行います。（傷害ユニットとは別の窓口となります。）

※業務を原因とする疾病については、基本補償である傷害ユニットと本特約の両方から保険金が支払われる場合があります。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

お問い合わせ先

損害保険ジャパン株式会社

〒310-0836

茨城県水戸市元吉田町 2238-1

株式会社 おおぞら保険

TEL 029-297-7188

FAX 029-297-6676

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先>

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

SJ21-52008 2021.5.13 21050199 505047 - 0100



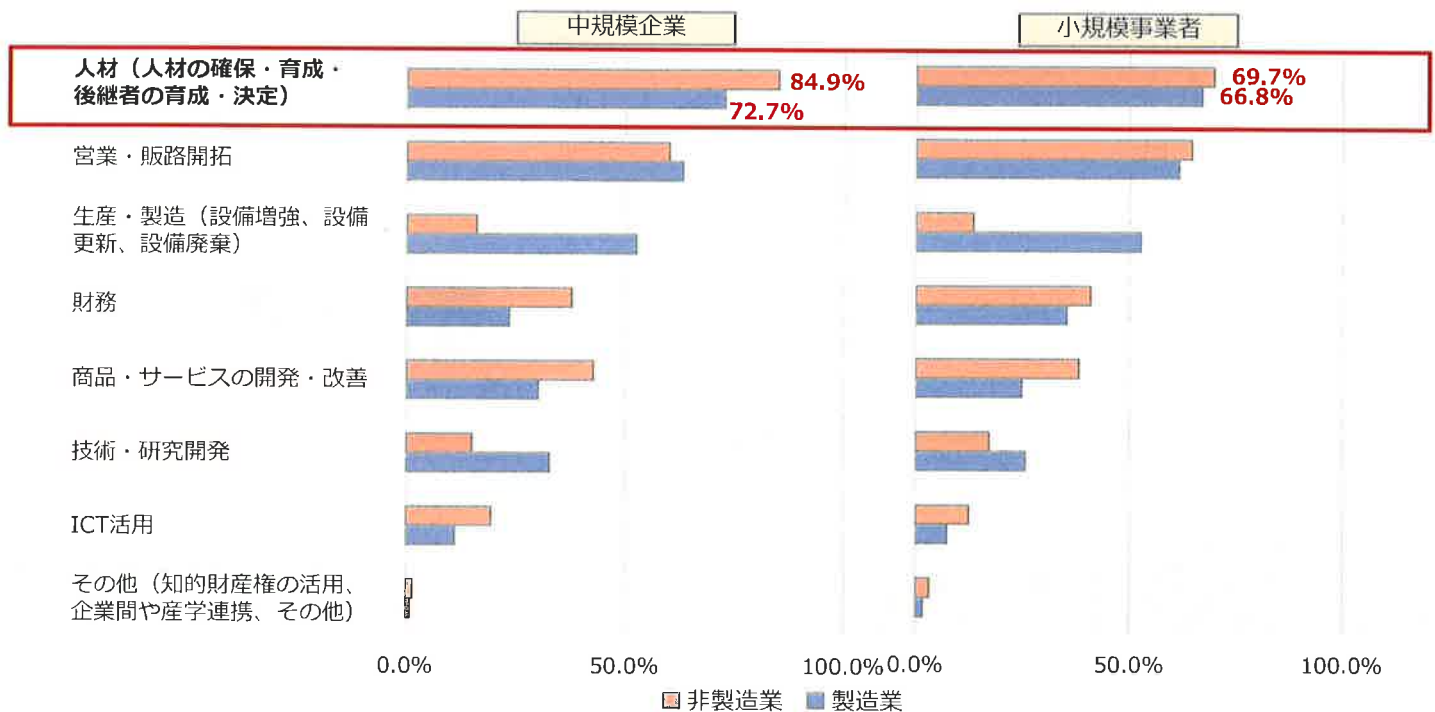
(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかを付帯した事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです

## 疾病入院医療保険金支払特約のご案内

### 人材確保にお悩みはありませんか？

近年、少子化にともなう労働力人口の減少や、雇用形態の多様化など産業人材を取り巻く環境の変化により、多くの中小企業が人材の確保や育成を重要な経営課題と認識しています。  
貴社においても人材の流出、人材を確保したのちの人材育成が課題となっていないですか？

重要と考える経営課題（企業規模別、業種別）



資料（株）野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

出典：2020年度版小規模企業白書 | 中小企業庁HP



従業員のみなさんが安心して働き続けることができるよう、**福利厚生を充実させることで、従業員の採用・定着や事業活動の安定にもつながります！**

**疾病入院医療保険金支払特約を福利厚生の充実にお役立てください！**

**疾病入院医療保険金支払特約**は  
役員や従業員の方が病気で入院した場合に1日あたり  
**最高2万円、最長180日**を限度に補償します！



POINT

**1 売上高方式の一括加入のため、加入者管理や健康状態の告知は不要！**

POINT

**2 新型コロナウイルスなどの感染症によるホテル・自宅での療養となった場合も補償対象！**

POINT

**3 法人が契約者の場合、保険料は全額損金扱い！**

※実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

補償内容の詳細は裏面をご覧ください

## 補償の内容

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として入院を開始した場合に、ご契約の保険金日額を入院した日数分お支払いします。（1回の入院につきご契約の支払限度日数が限度となります。）

### 保険金額（入院1日あたり）

（日額）20,000円以下で設定可能

### 選択可能な支払限度日数

40日 60日 90日 120日 180日

### 補償の対象となる方（被保険者）

- ・ 個人事業主
- ・ 貴社の常勤<sup>(注)</sup>の役員
- ・ 貴社の正規従業員
- ・ 貴社の常勤<sup>(注)</sup>の臨時雇従業員

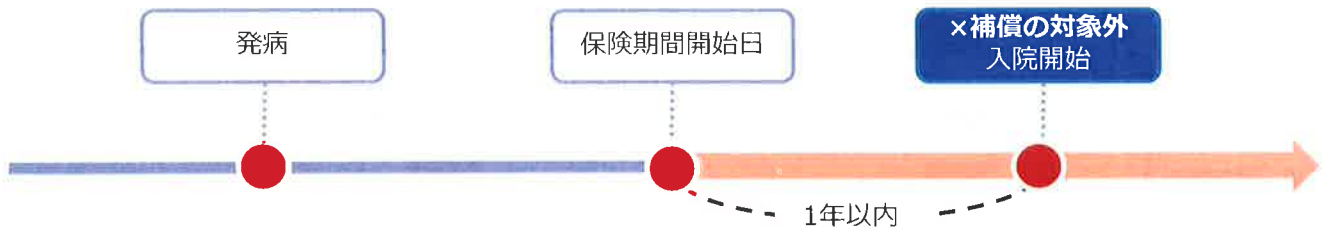


(注) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

### 始期前発病の注意点

保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病の治療を目的とする入院は保険金のお支払対象になりません。

※ただし初年度契約の保険期間の開始日またはご契約の被保険者となったときのうち、いずれか遅いときから起算して1年を経過した後に開始した入院については、保険金を支払います。



### 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ・ 麻薬等の薬物（治療の為医師が使用した場合を除く）
  - ・ 医学的所見のない、むちうち症、腰痛その他の症状
  - ・ アルコールおよび薬物依存等（治療の為医師が使用した場合を除く）
  - ・ 妊娠または出産
  - ・ 契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ・ 保険金受取人の故意または重大な過失
  - ・ 戦争、革命、内乱、暴動等
  - ・ 核燃料物質、核汚染物、核汚染物の影響・秩序の混乱等
  - ・ 放射線照射または放射能汚染
- など

※本特約の事故発生時のご対応はお客さま対応品質の観点から専用の窓口にて行います。（傷害ユニットとは別の窓口となります。）

※業務を原因とする疾病については、基本補償である傷害ユニットと本特約の両方から保険金が支払われる場合があります。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

お問い合わせ先



損害保険ジャパン株式会社

〒310-0836

茨城県水戸市元吉田町 2238-1

株式会社 おおぞら保険

TEL 029-297-7188

FAX 029-297-6676

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先>

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

SJ21-52009 2021.5.13 (21050200) 505048 - 0100